

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十六号

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県精神保健福祉センター所長に対する事務委任規則（平成十六年一月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

「第二十八号から第三十八号」を「第二十七号から第三十七号」に改め、第一号中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、第三号中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。